令和7年度地方税制の改正について

1 個人住民税

(1)物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

個人住民税については「地域社会の会費」的な性格を踏まえ、所得税の諸控除の 見直しのほか、地方財源への影響や税務手続きの簡素化の観点等を総合的に勘案 し、次の内容について所得税と同様の対応として、令和8年度の個人住民税から適 用する。

① 給与所得控除の見直し(所得税法第28条・第57条の2、租税特別措置法第41条の3の3)

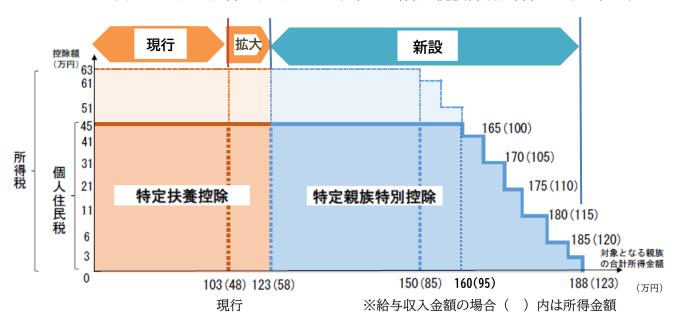
給与所得控除の最低保障額について、10万円引き上げ65万円とする。

対象:年間給与収入額が190万円以下の納税義務者

② 大学生年代の子等に関する所得控除の見直し

(条例第17条・第23条・第24条の2・第24条の3)

19歳から22歳までの大学生年代の子等が対象となる特定扶養控除の所得要件を給与収入123万円までに拡大する。また一定の所得を超えた場合でも給与収入188万円までの方が控除を受けられる仕組み(特定親族特別控除)を導入する。



③ 扶養親族等に係る所得要件の見直し(地方税法第34条・第314条の2)

扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件について、現行の「48 万円以下」から「58万円以下」に引き上げる。

(2)住宅ローン控除の拡充

(地方税法附則第5条の4の2)

令和7年度限りの措置として、以下のとおり、所得税において住宅ローン控除の拡充 が行われる。なお、個人住民税については、所得税額から控除しきれない額について限 度額の範囲内で税額控除を実施する。

- 1 子育て世帯等※は子育て支援の観点から借入限度額を上乗せする。
- 2 新築住宅の床面積要件について、合計所得金額1,000万円以下の者に限り40 ㎡に緩和する。

※子育て世帯等:18歳以下の扶養親族を有する者又は自身若しくは配偶者のいずれかが39歳 以下の者

現行(令和7年入居)

新築·買取再販住宅	認定	ZEH	省エネ
借入限度額	4,500万円	3,500万円	3,000万円



[改正案(令和7年入居に限る)]

新築·買	取再販住宅	認定	ZEH	省エネ
借入限度額	子育て世帯等	5,000万円	4,500万円	4,000万円
	それ以外	4,500万円	3,500万円	3,000万円

・・・令和8年1月1日から適用

2 たばこ税

加熱式たばこに係るたばこ税の課税方式の見直し(新設:条例付則第6条の3)

加熱式たばこの課税方式について、現在、重量と価格によって紙巻きたばこの本数に換算している課税方式について、重量のみで換算する方式に見直すほか、一定の重量以下のものは1本をもって、紙巻たばこ1本に換算する仕組みとするもので、激変緩和措置として、令和8年4月と令和8年10月の2段階で実施する。

・・・令和8年4月1日から適用

3 その他

納税通知書等に係る eLTAX 経由での送付

地方税関係通知のうち、区で送付する軽自動車税種別割の納税通知書等について、eLTAX を経由して電子的に副本を送付することができるよう、所要の措置を講じる。

※eLTAX・・・インターネットを利用した地方税に係るオンライン手続のためのシステム

4 周知方法

改正内容については、区公式ホームページ等で区民への周知を図る。

改正案

見行

(所得控除)

第17条 所得割の納税義務者が法<mark>第314条の 2第1項各号</mark>のいずれか又は同条第2項に掲げる者に該当する場合には、同条第1項から第1 1項までの規定により、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、蘭労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額、特定親族特別控除額、 は基礎控除額(前年の合計所得金額が2,500万円を超える者を除く。)をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(区民税の申告)

第23条 第9条第1号に掲げる者は、3月15 日までに、規則で定める申告書を区長に提出し なければならない。ただし、法第317条の6 第1項又は第4項の規定により給与支払報告書 又は公的年金等支払報告書を提出する義務があ る者から1月1日現在において給与又は公的年 金等の支払を受けている者で前年中において給 与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以 外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係 る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険 料控除額(令第48条の9の7に規定するもの を除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命 保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控 除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者 (前年の合計所得金額が900万円以下である ものに限る。)の法第314条の2第1項第10 号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者 (前年の合計所得金額が95万円以下であるも のに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの に係るものを除く。)、法第314条の2第4項 に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控 除額(特定親族(同条第1項第12号に規定す る特定親族をいう。第24条の2第1項第3号 及び第24条の3第1項において同じ。)(前年 の合計所得金額が85万円以下であるものに限 る。) に係るものを除く。) の控除又はこれらと 併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控 除、法第313条第8項に規定する純損失の金 額の控除、同条第9項に規定する純損失若しく は雑損失の金額の控除若しくは第20条の規定 により控除すべき金額(以下この条において「寄 附金税額控除額」という。) の控除を受けようと するものを除く。以下この条において「給与所 得等以外の所得を有しなかつた者」という。) 及 び第10条第2項に規定する者(施行規則第2 (所得控除)

第17条 所得割の納税義務者が法<mark>第314条の 2第1項の各号</mark>のいずれか又は同条第2項に掲 げる者に該当する場合には、同条第1項から第 11項までの規定により、雑損控除額、医療費 控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等 掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控 除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控 除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者 特別控除額、扶養控除額又は基礎控除額(前年 の合計所得金額が2,500万円を超える者を 除く。)をその者の前年の所得について算定した 総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額か ら控除する。

(区民税の申告)

第23条 第9条第1号に掲げる者は、3月15 日までに、規則で定める申告書を区長に提出し なければならない。ただし、法第317条の6 第1項又は第4項の規定により給与支払報告書 又は公的年金等支払報告書を提出する義務があ る者から1月1日現在において給与又は公的年 金等の支払を受けている者で前年中において給 与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以 外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係 る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険 料控除額(令第48条の9の7に規定するもの を除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命 保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控 除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者 (前年の合計所得金額が900万円以下である ものに限る。)の法第314条の2第1項第10 号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者 (前年の合計所得金額が95万円以下であるも のに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの に係るものを除く。) 若しくは法第314条の2 第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれら と併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控 除、法第313条第8項に規定する純損失の金 額の控除、同条第9項に規定する純損失若しく は雑損失の金額の控除若しくは第20条の規定 により控除すべき金額(以下この条において「寄 附金税額控除額」という。) の控除を受けようと するものを除く。以下この条において「給与所 得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及 び第10条第2項に規定する者(施行規則第2 条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を 除く。) については、この限りでない。

条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を 除く。)については、この限りでない。

 $2 \sim 8$ (略)

(区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第24条の2 (略)

(1)及び(2) (略)

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) (略)

 $2 \sim 6$ (略)

(区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申 告書)

第24条の3 所得税法第203条の6第1項の 規定により同項に規定する申告書を提出しなけ ればならない者又は法の施行地において同項に 規定する公的年金等(所得税法第203条の7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項 において「公的年金等」という。) の支払を受け る者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務 者(合計所得金額が900万円以下であるもの に限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職 手当等(第36条の2に規定する退職手当等に 限る。以下この項において同じ。) に係る所得を 有する者であつて、合計所得金額が95万円以 下であるものに限る。)をいう。第2号において 同じ。) 又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は 控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所 得を有する者に限る。) 若しくは特定親族(退職 手当等に係る所得を有する者であつて、合計所 得金額が85万円以下であるものに限る。)を有 する者(以下この条において「公的年金等受給 者 | という。) で区内に住所を有するものは、当 該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第2 03条の6第1項に規定する公的年金等の支払 者(以下この条において「公的年金等支払者」 という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受 ける日の前日までに、施行規則で定めるところ により、次の各号に掲げる事項を記載した申告 書を、当該公的年金等支払者を経由して、区長 に提出しなければならない。

(1)及び(2) (略)

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) (略)

2~5 (略)

付 則

<u>(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特</u>例)

第6条の3 令和8年4月1日以後に第47条の 2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若し くは消費等(次項において「売渡し等」という。) が行われた加熱式たばこ(第47条第1号ホに 掲げる加熱式たばこをいい、第48条の2の規 2~8 (略)

(区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第24条の2 (略)

(1)及び(2) (略)

(3) 扶養親族の氏名

(4) (略)

 $2 \sim 6$ (略)

(区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申 告書)

第24条の3 所得税法第203条の6第1項の 規定により同項に規定する申告書を提出しなけ ればならない者又は法の施行地において同項に 規定する公的年金等(所得税法第203条の7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項 において「公的年金等」という。)の支払を受け る者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務 者(合計所得金額が900万円以下であるもの に限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職 手当等(第36条の2に規定する退職手当等に 限る。以下この項において同じ。) に係る所得を 有する者であつて、合計所得金額が95万円以 下であるものに限る。)をいう。第2号において 同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は 控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所 得を有する者に限る。)を有する者(以下この条 において「公的年金等受給者」という。) で区内 に住所を有するものは、当該申告書の提出の際 に経由すべき所得税法第203条の6第1項に 規定する公的年金等の支払者(以下この条にお いて「公的年金等支払者」という。)から毎年最 初に公的年金等の支払を受ける日の前日まで に、施行規則で定めるところにより、次の各号 に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年 金等支払者を経由して、区長に提出しなければ ならない。

(1)及び(2) (略)

(3) 扶養親族の氏名

(4) (略)

2~5 (略)

付 則

(新設)

- 定により製造たばことみなされるものを含む。 以下この条において同じ。)に係る第49条第1 項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定に かかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分 に応じ、当該各号に定める方法により換算した 紙巻たばこ(第47条第1号イに掲げる紙巻た ばこをいう。以下この項及び次項において同 じ。)の本数によるものとする。
- (1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に 規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は 一部としたものを紙その他これに類する材料 のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこ を原料の全部又は一部としたものを施行規則 附則第8条の4の2に規定するところにより 直接加熱することによつて喫煙の用に供され るものに限る。) 当該加熱式たばこの重量 (フィルターその他の施行規則附則第8条の 4の3に規定するものに係る部分の重量を除 <u>く。以下この項から第3項までにおいて同</u> じ。)の0.35グラムをもつて紙巻たばこの 1本に換算する方法。ただし、当該加熱式た ばこの1本当たりの重量が0.35グラム未 満である場合にあつては、当該加熱式たばこ の1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する 方法
- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをも つて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただ し、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当た りの重量が4グラム未満である場合にあつて は、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をも つて紙巻たばこの20本に換算する方法
- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第 1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同 項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以 外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する 場合における計算は、売渡し等が行われた加熱 式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該 加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重 量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その 合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法に より行うものとする。
- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品 目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満 の端数がある場合には、その端数を切り捨てる ものとする。
- 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第48 条の2の規定により製造たばことみなされるも のに限る。)のうち、次に掲げるものについては、 同号ただし書の規定は、適用しない。
 - (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併 せて喫煙の用に供されるもの
 - (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第 48条の2の規定により製造たばことみなさ

れるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、付則第6条の2の次に1条を加える改正規定及び付則第3条の規定は、同年4月1日から施行する。

(特別区民税に関する経過措置)

- 第2条 この条例による改正後の東京都台東区特別区税条例(以下「新条例」という。)第17条及び第23条第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の特別区民税について適用し、令和7年度分までの特別区民税については、なお従前の例による。
- 2 令和8年度分の特別区民税に係る申告書の提出に係る新条例第23条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第24条の2第1項第3号及び第24条の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。
- 3 新条例第24条の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を 受けるべき新条例第23条第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第24条の2第 1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改 正前の東京都台東区特別区税条例(以下「旧条例」という。)第23条第1項ただし書に規定する給与 について提出した旧条例第24条の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の 例による。
- 4 新条例第24条の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第24条の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第24条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(特別区たばこ税に関する経過措置)

- 第3条 次項に定めるものを除き、付則第1条ただし書に規定する規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(新条例付則第6条の3第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る特別区たばこ税については、なお従前の例による。
- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、東京都台東区特別区税条例第47条の2第1項 の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第49条第 1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例付則第6条の3の規定にかかわらず、次に掲げる 製造たばこの本数の合計数によるものとする。
 - (1) 東京都台東区特別区税条例第49条第3項の規定により換算した紙巻たばこ(新条例付則第6条の3第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

- (2) 新条例付則第6条の3の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。